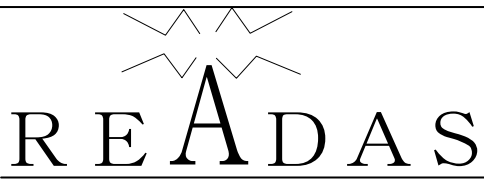


第 5930 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月 5日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

特定一般社団法人等に対する相続税の見直し

Q：一般社団法人を使った相続税対策が封じ込まれたと聞きましたが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

一般社団法人は、持ち分がないことから、個人財産を一般社団法人に移転した後に子を理事にして支配していけば、相続税から逃れられるとして、こうした対策が行われてきました。そこで今年度の税制改正では、これが見直され、次のように取り扱われることとなり、こうした対策が封じ込まれることになりました。

次の要件のいずれかを満たす一般社団法人を特定一般社団法人として、特定一般社団法人の理事(同法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む)が死亡したときは、一定の金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして相続税が課せられます。

①相続開始直前

被相続人に係る同族理事の数

理事の総数 > 50%

②相続開始前5年以内

①の割合となる期間の合計が3年以上

同族理事とは、一般社団法人の理事のうち、被相続人、その配偶者、3親等内の親族その他の被相続人と特殊関係のある者をいいます。

